# 5 個別最適な学びの保障について

## 【文部科学省】

## 長野県の状況

## ●一人ひとりに合った学びを保障し、探究的な学び、多様性を包み込む学びの推進

- ・児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要
- ・教育の質の向上及び不登校児童生徒などへの多様な学習機会確保のため、遠隔教育の推進、充実が求められている
- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向(小・中学校 H29:2,587人→R3:4,707人)にあり、フリースクール等 民間施設を利用する児童生徒も増加(小・中学生 H29:94人→R3:300人)している

## 取組

#### ○ 少人数学級の実現と教育活動充実のための教員等配置

- ・国に先駆けて小中学校全学年で30人規模学級(35人以下学級)を実施 (R5:小127人、中244人の定数増)
- ・不登校、外国籍、発達障がい等の児童生徒を支援する教員を配置(R5:141人)
- ・小学校における外国語教育の充実のための英語専科教員や、小学校高学年の教科 担任制を推進するための専科教員を配置(R5:125人)
- ・教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、プリント 印刷や採点補助等の教員の業務をサポートする教員業務支援員を配置(R5:357校)

#### ○ 遠隔教育の推進、活用

・小規模の学校同士で、様々な意見に触れて考えを広げたり、将来同一の中学校に 進学する小学校同士が共に学んだりできるよう、オンラインを活用した遠隔での 合同授業を実施

#### ○ 不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保

- ・ICT等を活用し、授業のオンライン配信やweb教材による学習を行うなど、 不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援
- ・フリースクール等民間施設に関する公的認証制度の創設に向け、「信州型フリースクール認証制度検討会議」を設置(R5.4~)(5回開催予定)



(1人1台端末を用いた意見交換)

#### 【成果①】

県内小6児童、中3生徒のうち 算数・数学の授業内容がよく わかる割合

<R4>

/小:長野県82.1%(全国81.2%) 中:長野県79.9%(全国76.2%)

## 【成果②】

12月の時間外勤務時間 1 人当たり45時間以下の小中学校の割合(H30:47.9% → R4:76%)

#### 【成果③】

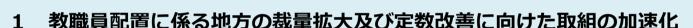
自宅でのICT等を活用した学習 活動を指導要録上出席扱いとし た児童生徒数

(R元:12人 → R3:167人) -9-

## 課題

- ■個別最適な学びの実現を目指すが、「**教職員」及び「教員以外の様々な専門スタッフ」が不足**
- ■多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、**地方の裁量で柔軟に教職員を配置することが必要**
- ■小規模校では定数上教員が十分に配置されず、専科教員が不足するなど地域により教育に差が生じる懸念がある
- ■小規模中学校等の教育の質の向上を図るためには、**都市部と過疎地域を結ぶ遠隔教育の推進が必要。**希望する中学校等は **遠隔教育特例校制度によりICTを活用して遠隔教育を行うことができるが、当該制度は文部科学省の指定を要する**
- ■多様なこどもの教育機会の確保を図るには、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる**義務教育** 段階における通信制学校の設置が必要だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き通信制学校の設置ができない
- ■県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議(不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置)に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない

## 提案・要望



更なる少人数学級を推進するとともに、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること 教員の働き方改革を進めるため、様々な専門スタッフ、特に教員業務支援員を全校に配置できるよう財政支援を拡充すること

加配教員の基礎定数化を引き続き進めるとともに、<u>小規模校においても専科教員を配置できるよう教職員定数の算定方法を見直すなど定数</u> 改善に向けた取組を計画的に行うこと

#### 2 中学校等における遠隔教育の推進

**遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できる**ようにすること また、<u>遠隔教育を推進するための人的支援及び財政支援を充実</u>すること

#### 3 義務教育段階における通信制学校の設置

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られないこどもの教育機会の確保を図るためにも、<u>通信制の小学校、中学校及び義務教育学校</u>の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

#### 4 不登校児童生徒の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立

不登校児童生徒が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするために、<u>地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯</u> 決議に基づき、フリースクール等に関する経済的支援のあり方を早期に検討すること -10-